

東大阪市公告第188号

一般競争入札の方法により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年9月11日

東大阪市長 野田 義和

一般競争入札に付す案件

別紙のとおり

制限付き一般競争入札実施要領

1 入札に付する事項

- (1) 件名 東大阪市総合防災訓練業務委託
- (2) 業務内容 東大阪市総合防災訓練に係る模擬災害現場及び会場設営
- (3) 契約期間 契約日から令和8年11月7日（土）まで
- (4) 履行場所 仕様書のとおり
- (5) 仕様書等 東大阪市ウェブサイト（入札・契約に関するお知らせ）へ掲載する。

2 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市役所 5階 危機管理室
- (2) 日時 令和8年9月11日（金）午後3時

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 令和6・7・8年度東大阪市入札参加有資格者名簿（物品・役務）に登録されていて、業種・種目「026（催事）－001（総合イベント）」を第1希望としていること。
- (2) 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

4 スケジュール

項目	日程	手続の方法	詳細
質疑受付	令和8年9月11日（金）から令和8年9月17日（木）午後2時まで	危機管理室へメール	5を参照
入札参加資格審査申請	令和8年9月11日（金）から令和8年9月28日（月）午後2時まで	危機管理室へメール	6を参照
入札参加の辞退	令和8年10月8日（木）入札開始まで	電話にて危機管理室に連絡	6を参照
入札及び開札	令和8年10月8日（木）午後2時	入札室	7を参照

5 質疑受付について

入札参加を希望するものが質疑を行う場合は、入札参加者名を特定できる内容を記載しないうえで、質疑書（様式3）（ウェブサイトからダウンロードすることができる。）により危機管理室までメール（kikikanri@city.higashiosaka.lg.jp）と電話（危機管理室 06-4309-3130）で次に示す日時までに申請すること。

- (1) 令和8年9月17日（木）午後2時までにメール送信すること。
- (2) (1)の後、令和8年9月17日（木）午後4時までに電話すること。

なお、質疑に対する回答については、令和8年9月25日（金）までに東大阪市ウェブサイト（入札・契約情報(結果など)において提供するものとする。

※入札・契約情報(<http://www.city.higashiosaka.lg.jp/category/19-3-1-4-0.html>)

※問合せ先（電話連絡先）

東大阪市危機管理室 TEL 06-4309-3130 （担当：南口 間所）

6 入札参加資格審査申請に関する事項

(1) 入札参加資格審査申請の必要書類について

入札参加を希望するものは、下表に示す様式を提出し、入札参加の資格審査を受けなければならない。

番号	書類の名称	様式
1	「制限付き一般競争入札参加申請書」(以下、「入札参加申請書」という。)	様式1 * 押印の省略が可能
2	受付票	様式2

※各様式につきましては、ウェブサイトからダウンロードしてください。

※様式1の押印を省略する場合は、真正性の担保が必要であるため「16 問合せ先」に記載の電話番号に事前に連絡をすること。

(2) 入札参加資格審査申請の場所及び日時

ア 申請場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市役所 5階 危機管理室

イ 申請日時及び申請方法は下表のとおりメールと電話とする。

- 1 「入札参加申請書」(様式1)(押印省略可)と「受付票」(様式2)に必要事項を記入し次の日時までにメールと電話で申請してください。
 - (1) 申請日時 令和8年9月11日(金)(公告揭示後)から令和8年9月28日(月)午後2時まで
 - (2) メール件名は「東大阪市総合防災訓練業務委託(会社名)」とすること。
メール送信先: 危機管理室 kikikanri@city.higashiosaka.lg.jp
 - (3) メール送信と併せて、危機管理室へメール送信の旨を担当者(危機管理室 南口間所)へ電話連絡(9月28日午後4時まで)すること。
- 2 問合せ先(電話連絡先)
〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市危機管理室 TEL 06-4309-3130
(担当: 南口 間所)

(3) 入札参加資格の審査及び通知

入札参加資格審査申請に係る提出書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和8年10月1日(木)までに「制限付き一般競争入札参加確認通知書(様式4)」をメールに添付のうえ通知する。

※ 入札に必要な様式(入札書、注意事項等)を併せてメールで送付する。

(4) 入札参加資格を認めなかった理由の説明に関する事項

ア 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を認められなかった者は、その理由について説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合は、令和8年10月2日(金)までに本市危機管理室まで書面を持参のうえ提出し、又は発送記録が確認できる方法で送付しなければならない。

ウ 説明の求めがあった時は、令和8年10月7日(水)までに書面により回答する。

(5) 入札参加の辞退

入札参加資格審査申請の書類を提出した後、入札の参加を辞退する場合は、令和8年10月8日(木)入札開始までに電話にて危機管理室に連絡の上、入札辞退届を提出すること。

※様式については、メールで送付する。

7 入札及び開札の場所及び日時等

(1) 場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市役所 別館 2 階 入札室

(2) 日時 令和 8 年 1 0 月 8 日 (木) 午後 2 時 (時間厳守)

(3) 開札は、入札直後同室で入札者立会の下で行う。

8 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止となったもの
- (2) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外となったもの
- (3) 入札参加資格審査申請期間に申請しなかったもの
- (4) 入札に参加することが適正でないと決定されたもの

9 入札保証金に関する事項

東大阪市財務規則第 9 6 条第 2 号の規定により免除する。

10 入札の無効に関する事項

東大阪市財務規則第 1 0 2 条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

11 入札の方法

- (1) 入札に遅刻し、又は無断で欠席した場合は、失格とする。
- (2) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ合計金額を、算用数字を用いて記入し、金額の冒頭には必ず¥マークを記入すること。
- (3) 入札者は、入札済みの入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできない。
(入札書は、入札室に用意してある入札箱に投函すること。)
- (4) 入札用紙は必ず交付した規定の用紙に限ること。
(件名、金額及び日付の間違い、訂正、追記及び挿入並びに押印洩れ等は、失格となるので注意すること。)
※入札書は「制限付き一般競争入札参加確認通知書(様式 4)」をメールで送付する際、併せて添付する。
- (5) 代理人により届出されている使用印鑑以外の印鑑を用いて入札される場合は、入札時、委任状を提出しなければならない。委任状には次に掲げる事項を記載し、届出されている使用印鑑及び入札時に代理人が使用する印鑑を押印すること(届出されている印鑑を入札書に押印される場合、委任状は不要です。)
 - ①入札日及び件名
 - ②届出の商号又は名称及び所在地
 - ③代表者又は受任者(支店等で届出されている場合)の職及び氏名
 - ④代理人の氏名

12 落札者決定方法

- (1) 落札者の決定は本市予定価格以内の最低額をもって入札した者とする。
- (2) 予定価格以内での入札が無い時は、直ちに再度の入札を行う。再度の入札の回数は 2 回とし、その結果落札者がいない場合は、入札は取りやめとする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札者が 2 者以上の場合は、クジにより落札者を決定する。

13 契約事項

- (1) 落札決定後、東大阪市財務規則第 1 1 1 条の規定により契約書を作成する。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 1 0 0 分の 3 に相当する額以上とする(1 円未満の金額は、1 円に切上げ)。
ただし、以下に該当する場合は、契約保証金を免除とする。
 - ①東大阪市財務規則第 1 1 7 条第 1 号の規定により履行保証保険に加入する場合

②契約金額が500万円未満の場合

14 支払事項

業務完了後払い

15 その他

- (1) 地方自治法、同法施行令その他関係法令に則ること。
- (2) 東大阪市財務規則を遵守すること。
- (3) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。
 - ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の者
 - ウ 一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
 - エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者
- (4) 入札参加申請書等及びその他必要書類の提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 入札参加申請書等及びその他必要書類に虚偽の記載をした場合は、提出された入札参加申請書等を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 参加者のうち、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなった場合、または本市の契約に係る指名停止を受けた場合は、提出された入札参加申請書等を無効とする。
- (7) 入札参加申請書等について提出期限を過ぎて提出された場合は、いかなる理由があろうとも失格とする。

16 問合せ先

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市危機管理室 TEL 06-4309-3130
(担当：南口 間所)
メールアドレス kikikanri@city.higashiosaka.lg.jp